

令和4年度食の安全安心推進部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年11月21日(月) 14:30~16:30
- 2 場 所 県庁3号館6回第3委員会室
- 3 出席者 別紙名簿のとおり。
- 4 議事要旨

(1) あいさつ (保健医療部 岡田次長)

本日はご多忙の中、「令和4年度食の安全安心推進部会」にご出席いただき、ありがとうございます。また、平素は食の安全安心行政をはじめ、県政の推進に格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さらに、9月に開催した「食の安全安心と食育審議会」においては、「食の安全安心推進計画」及び「食育推進計画」に基づく令和3年度の実績と令和4年度の計画について貴重なご意見をいただき、厚くお礼申し上げます。

兵庫県、特に保健医療部で一番大きい事柄として、やはり新型コロナウイルス感染症対応がございまして、第8波に入りつつあり、増加傾向が続いてまして、備えとして第7波の際に非常に逼迫した外来医療。発熱外来に関する体制強化、抗原キットの確保、夜間救急外来の強化といった方向性を確認したところでございまして。特に県民向けのメッセージとしましては、第8波とインフルエンザの同時流行に備えた対策を、ということで、原点である適切なマスク着用、手洗い、換気といった基本的な感染対策の徹底、ワクチンの積極的な接種についてお願いしたいということでメッセージを発出したところでございまして。また、感染が拡大してきますと、高齢者等の重症化リスクが高い方々以外の人については、可能な限り自己検査をしていただき、自宅療養のご協力をお願いしたいと考えております。

今年度の県内の食の安全安心に関する情報と致しましては、11月13日にたつの市の採卵養鶏場において、今シーズン県内初の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。県は対策本部を設置し、移動・搬出制限区域を設定するとともに、44,000羽の処分と消毒作業等を行い、15日20時に全ての防疫措置が終了しました。今後は、風評被害が起こらないよう、ホームページやSNS等による正しい情報の発信に努めるとともに、12月7日午前0時の制限解除まで観察を続けて参ります。

また、4月から10月末までの間に県内で発生した食中毒事件が8件あり、そのうちの1件が釣り上げたフグを持ち帰って素人調理したことによるものでした。我々としましては、素人調理は絶対にしないようにと啓発しているところでございまして。兵庫県におけるフグの衛生確保については、『兵庫県ふぐの衛生確保に関する要綱』に基づいて、食品等事業者への周知や指導をしているところで、特に令和3年度からは、厚生労働省の認定基準に基づいた『ふぐ処理責任者試験』を開催しています。そういったことで食の安全安心に関して取り組む内容は多岐にわたってございまして、今後もしっかり取り組ん

でいきたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、第4次「食の安全安心推進計画」に基づく今年度の取組状況を所管課から説明させていただくことに加え、7月の審議会の際にご意見いただいた食に関する情報発信の方法と『ふぐ処理責任者試験』の開催状況について報告させていただきます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見、ご助言をお願いしまして、私のあいさつとさせていただきます。

(2) 食の安全安心推進計画（第4次）を踏まえた取組状況

資料1にそって事務局から取組状況について説明。

○審議内容

(柳本委員)

資料p3「養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する指導率」にて、なぜ9月末時点で実績が100%となっているが、具体的に何件ほど指導しているのか教えてほしい。

(事務局)

指導の具体的な回数については、後日の回答とさせていただきたい。

後日確認：魚類等養殖業者 63 経営者

(岩井委員)

HACCPに沿った衛生管理を実施している店かどうか、消費者からはわかりづらい状況だと考える。この状況のなか、HACCPを推進していくことは難しいのではないかと。また、食中毒事件に原因不明のものがあると思うが、これは調査中なのか、調査した結果わからないという意味なのか教えていただきたい。

(事務局)

食中毒における原因物質については、厚生労働省の示す表のなかで調査の結果判明した場合にその物質を記載することとなっている。原因がわからない場合でも、疫学的な視点から食中毒と断定されることはある。

(三宅委員)

原因不明となるケースについては、検査技術や検体採取方法の不備も想定されるため、問題点がないか具体的に洗い出して、可能な限り減らすことが望ましい。

(事務局)

HACCPの推進については、皆さんにご協力いただきつつ、研修会等を活用して取り組んでいるところである。アピールの方法についてご提案があれば、ぜひお願いしたい。

(三宅委員)

研修会を実施するたびに受講者にアンケートを実施し、HACCPについての認知度・理解度を把握することも行政の役割と考える。ご検討いただきたい。

(事務局)

検討させていただく。

(中道委員)

学校給食センターに HACCP について聞いたところ、知ってはいるけど難しいと答えられた。丹波地区では認証をとっていない学校がほとんどである。どのように勉強していけばいいか教えてほしい。

(事務局)

学校給食に関しては、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守していただければ問題ない。HACCP については、認証は確かにハードルが高いので、まずは「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の集団給食に特化した手引書をご覧ください。

(小寺委員)

生産者の立場として食への信頼確保は非常に重要であり、リスクコミュニケーションに積極的に参加できたらと考えている。機会があれば是非ご紹介いただきたい。

また、資料 p10「食に関する相談受付件数」について、144 件のうち半数は健康食品に関するものとのことだが、残りはどのような内容か事例があれば教えてほしい。

さらに、資料 p2「環境創造型農業の推進」について、水稻及び野菜の栽培面積を目標に設定しているが、麦や大豆も重要であるため、これらも推進が可能なのか。

最後に、資料 p8「食品等の高感度分析法の開発件数」について、この 1 件はどのようなものか教えていただきたい。

(事務局)

1 つ目の相談事例は、食品の物価上昇に関するものや、賞味期限に関する相談があり、いわゆる食の安全安心に関する相談以外の、食に関する全般を含めた件数を紹介させていただいている。

2 つ目については、お示ししている目標値は水稻及び野菜のみであるが、推進事業としては麦や大豆、果樹、お茶といった作物全般を対象とさせていただいている。

3 つ目について、昨年度までは残留農薬に関する研究を実施していたが、今年度の 1 件については食品添加物の甘味料の高感度分析法についてである。今後、残留農薬等についても開発を実施していきたい。

(中野委員)

来年度から遺伝子組み換え食品の表示制度が変わるが、これについての相談が行政にきているのか教えてほしい。

(事務局)

数は少ないものの、健康福祉事務所のほうに相談が来ているようである。相談に応じた指導に加えて、収去検査による確認も活用し、今後も安全性を確保していきたいと考えている。

(藤本委員)

災害時の食中毒の防止対策について、何か特別な取り決めがあるか教えてほしい。

(事務局)

通常の衛生指導の延長線上にあると考えている。

(三宅委員)

災害時の食中毒は色々と話題となっている。たとえば食品の流通時、衛生状態が担保されているのか。災害時に特化したマニュアルはないのか。

(事務局)

災害時の物資に関しては取り決めがあると思うが、食中毒発生時の対応は平時と同様である。

(三宅委員)

リスク管理として、ぜひ災害時に特化したものを検討していただきたい。

(事務局)

関係課に確認しつつ、検討させていただく。

後日、災害時に特化したマニュアルを策定していることを確認

URL : https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/hw13_000000039_1.html

(岩井委員)

アレルギーが関連する重篤な事故がどのくらい発生しているか等をまとめた統計資料はあるのか教えてほしい。

(事務局)

把握しているかぎり、アレルギーの事故件数に関する情報を収集したものはない。国では古いものであれば、まとめたものがある。事故の未然防止という観点で啓発を続けていきたい。

(岩井委員)

アレルギーの問題については、講習会等で積極的に周知していただきたい。

(事務局)

おっしゃるとおり、講習会等による啓発で未然防止に努める。

(小寺委員)

資料 p5「食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数」に0とあるが、これはどのような調査対象・件数による結果なのか教えてほしい。

また、資料 p9「食品トレーサビリティの推進」について、取組状況を客観的

に指標化するものがあるのか。

(事務局)

食品表示の調査件数については、食品衛生監視員がスーパー等を巡回する際に違反を発見する場合や、食品表示 110 番への通報をもとに調査を実施する場合などを含めたものとなるが、件数として具体的な数字は把握していない。

(小寺委員)

定期的な調査を実施しているわけではないのか。

(事務局)

夏季や年末に一斉取締りを実施しているが、これは食品表示を含め調査内容が多岐にわたるため、食品表示に特化して数字をお示しすることが難しい。

2 番目の質問にあったトレーサビリティについては、HACCP に沿った衛生管理の一つとして指導を続けていきたいと考えている。

(三宅委員)

資料 p1 「生産段階における残留農薬検査の年間違反件数」のところで、9 月末までに 168 点の検査を実施とあり、印象として少なめに感じるが、実態はどうなのか。

(事務局)

今年度は全体で 457 件の検査を予定している。10-12 月の農作物の収穫期に多数検査予定なので、9 月末までの実績については全体として少なめになっている。

(三宅委員)

資料 p4 「食肉センター及び大規模食鳥処理場における HACCP に基づく衛生管理実施状況の検証」にある細菌検査件数は 11 施設×12 回=132 回となるように思うが、計画の数字が違うのはなぜか教えてほしい。

(事務局)

国として通知で示されているのは各施設月 1 回となっており、これが理想的な目標ではあるものの、現場の実情にあわせ現実的に実施可能な回数を目標値としている。

(3) その他

資料 2 にそって「ひょうご食の安全安心と食育チャンネル」及び「ふぐの食中毒防止期間とふぐ処理責任者試験」について説明。

○審議内容

(三宅委員)

ふぐの試験について、これは更新制なのか

(事務局)

一度合格すればよく、更新制ではない。

(三宅委員)

食に関する行政といっても、縦割りのなところがあるので、ぜひツイッターのような広報を通して、広い情報を一括して取り入れられるようにしていただきたい。また、たとえばノロウイルス食中毒の増加のような、時勢にあわせた情報の広報も行ってほしい。

(事務局)

おっしゃるとおり。是非皆さんからのご意見を反映しながら活用していきたいと考えている。

(4) おわりのあいさつ (生活衛生課長 福永真治)

本日は長時間にわたりまして、貴重な意見を賜りましてありがとうございます。委員の皆様方には、HACCP 導入の状況把握の方法、食中毒事件に関しては原因究明ができるだけ原因不明を減らすような取組・対応の方法、さらに、食への信頼確保に関するリスクコミュニケーションにおきましては、生産者の方々が参加できるような方法を検討してまいります。また、災害に備えた対応・ガイドラインの導入に関して検討すること、資料中の数字に関して説明の仕方や表し方を検討すること等、ご意見をいただきました。本当に貴重なご意見をご提案いただきました。今年度からスタートする第4次計画を一步一步着実に取り組んでいけるように、皆さんのご意見を引き続き取り入れながら進めていきたいと考えております。簡単でございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。